

尾鷲市ふるさと応援納税加盟店募集要項

1 概要と目的

ふるさと納税制度による本市へのふるさと納税促進と「尾鷲市」の魅力や市内店舗等のPR、商品等の販売促進及び市内経済の活性化等の相乗効果を図るため、本市へふるさと納税をされた方へ電子クーポンを付与する取組を行います。

そこで、本取組にご参加いただき、電子クーポンを取り扱う事業者（個人を含みます。以下「加盟店」とします。）を募集します。

2 募集期間

随時募集します。

3 加盟店の対象となる事業者

次の(1)～(4)の全てに当てはまる事業者

- (1) 市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、店舗のいずれかを有すること
- (2) 次のいずれかに該当する事業者であること
 - ① 尾鷲市の地場産品を取り扱う店舗等
 - ② 自店舗で調理加工した飲食物を提供する店舗等
 - ③ 自店舗で製造加工した商品を提供する店舗等
 - ④ 「宿泊施設」「体験施設」「理容・美容店」「エステティックサロン」などサービスを提供する店舗等
 - ⑤ 上記①～④のほか総務省が定める「地場産品基準」に定める商品・サービス等を取り扱う店舗等
- (3) 次のいずれかに該当する事業者であること
 - ① 同一店舗内で地場産品と対象外の商品を販売・提供していない事業者
 - ② 同一店舗内で地場産品と対象外の商品を販売・提供している場合、地場産品のみを取扱う決済窓口を用意するなど明確に区分し、運用できる事業者

4 加盟店の対象とならない事業者

次に掲げる条件に該当しない事業者であること※2

- (1) 本事業を円滑に遂行する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 事業者申込書提出時点において、尾鷲市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始申し立てをしているもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立てをしている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2

号に規定する暴力団及びその他利益となる活動を行うもの並びに尾鷲市暴力団排除措置要綱第7条第1項に該当する場合

(5) 全国共通のサービスを提供する店舗（フランチャイズ、チェーン店等）

(6) 処方箋薬局、ガソリンスタンドなど税法が関係する商品を扱う店舗

※2 加盟店となった後に(1)～(6)に該当することが判明した場合、加盟店としての資格を喪失したものとします。

5 申し込み方法

ふるさと応援納税の尾鷲市ウェブサイトからご登録もしくは、申請書をご提出ください。

6 加盟店登録の公表について

ウェブサイト及び報道機関等への公表を行うことがありますので、ご了承ください。

7 加盟店の責務

(1) 積極的に市のPRを行い、シティセールス活動に努めていただきます。

(2) 加盟店は、対象商品・サービスの品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、万が一対象商品・サービスが原因で寄附者に損害を与えた場合は、加盟店がその賠償の責任を負うこととなります。

(3) 市は、加盟店として登録された事業者又は対象商品・サービスが本要項に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録を取り消すことがあります。

(4) 市は、申し込み内容に虚偽があった場合若しくは市に損害を及ぼす行為があった場合は登録を取り消します。

(5) 選定後、年度の途中において対象商品・サービスの提供が困難となった場合や当初の申込内容が変更になる場合には、遅滞なく尾鷲市政策調整課へ連絡してください。

8 その他

(1) 登録完了までには数カ月程度かかる見込みとなりますので、ご了承ください。

(2) 募集期間中において、総務省が定める地場産品基準について改正がなされた場合は、その基準に満たない加盟店については加盟店としての資格を喪失する場合がありますので、ご承知おきください。

問い合わせ先

尾鷲市政策調整課 ふるさと納税担当

〒519-3615 尾鷲市中央町10番43号

電話 0597-23-8116

メール furunou@city.owase.lg.jp